

特定器材マスターの改定について

今般、平成 2 6 年度診療報酬改定に伴う材料価格基準改定により、下記のとおり特定器材マスターを改定したのでお知らせします。

記

1 改定の概要

特定器材コードの収載数：1,150コード

特定器材マスターに新規収載したコード（59コード）

特定器材マスターから廃止したコード（1コード）

2 ご留意いただきたい事項

経過措置対象の特定保険医療材料の材料価格については、経過措置期間に応じた材料価格基準の価格を設定しています。

新設した特定器材コードは「項番 3 3：D P C 適用区分」に、「0」（D P C 点数表に含まれる特定器材（包括評価対象））を設定しています。

なお、「D P C 適用区分」情報については、収載が可能となった時点で公表する予定です。

3 その他

診療報酬改定に伴うマスターの改定内容は、[「平成 2 6 年 基本マスターに関する変更情報」](#)をご確認願います。